

鹿児島県出水市（国内 10 例目）の高病原性鳥インフルエンザ発生農場に係る
疫学調査チームの現地調査概要

令和 6 年 11 月 20 日に実施した現地調査により、以下のことを確認した。

1 基本情報

用途（飼養羽数）：採卵鶏（合計約 12 万羽）

家きん舎の構造及び棟数：高床式開放鶏舎 1 棟（発生鶏舎）、ウインドウレス鶏舎 1 棟

発生家きん舎の飼養形態：ケージ飼い（ひな壇式 4 段ケージ 9 列、通路 8 本）

2 農場の周辺環境・農場概況

- ① 当該農場は、海岸近くの平野部に位置し、周囲はため池、農業用水路、田畑及び竹林に囲まれている。
- ② 当該農場には、高床式開放鶏舎（発生鶏舎）1 棟、ウインドウレス鶏舎 1 棟があり、発生時にはいずれも採卵鶏が飼養されていた。
- ③ 当該農場は、令和 4 年 11 月 18 日に高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された令和 4 年シーズン国内 10 例目の発生農場であった。ただし、前回はウインドウレス鶏舎での発生であった。

3 通報までの経緯

- ① 飼養管理者によると、発生鶏舎（通報時 468 日齢）では、直近 1 か月の 1 日当たりの死亡羽数は平均 7 羽程度であったところ、19 日朝の見回りの際、鶏舎入口から見て最奥の列で、かつ入口から遠い場所に位置する下段のケージの一つにおいて、2 羽がまとまって死亡しているのが確認されたとのこと。また、その周辺では死亡鶏 3 羽及び数羽の衰弱鶏を確認したことから、系列会社の管理獣医師が状況確認後、家畜保健衛生所に通報したとのこと。
- ② 調査時、通報があったケージの周辺は殺処分済みであったが、鶏舎中央部を中心に合計 10 数羽程度の死亡鶏が散在して確認された。なお、ウインドウレス鶏舎の飼養鶏には、特段の異常は認められなかった。

4 管理人及び従業員

- ① 当該農場には、10 名の従業員がおり、うち 4 名が鶏舎管理、6 名が集卵作業に従事していたとのこと。
- ② 飼養管理者によると、鶏舎管理に従事する 4 名は、開放鶏舎 2 名、ウインドウレス鶏舎 2 名に担当分けされており、原則担当外の鶏舎に立ち入ることはないとのこと。通報日だけは、開放鶏舎担当の 2 名が不在であったため、例外的にウインドウレス鶏舎担当の 1 人が飼養管理をしたとのこと。
- ③ 集卵作業を担当する 6 名は、鶏舎内に立ち入ることはないとのこと。また、集卵施設は、開放鶏舎とウインドウレス鶏舎にそれぞれ設置されており、2 名はウインドウレス鶏舎側専属であるが、残り 4 名はその日毎に分担を決めているとのこと。

5 農場の飼養衛生管理

- ① 農場入口には車両消毒ゲートが設置されており、自農場及び外来事業者問わず、入口で車両消毒を行っていたとのこと。なお、普段、衛生管理区域に進入する外部車両は飼料運搬車及び集卵車のみであったとのこと。
- ② 従業員及び外来者が農場に立入る際には、入口にある倉庫内で、農場専用長靴への交換のみを行っていたとのこと。

- ③ 開放鶏舎（発生鶏舎）の担当者が鶏舎内に立ち入る際は、集卵室横の小屋で鶏舎用作業着に更衣し、集卵室で集卵室・鶏舎専用長靴に履き替えるとのこと。さらに、鶏舎につながる通路脇で鶏舎専用作業着及び手袋を着用し、鶏舎入口で専用長靴に履き替えるとのこと。なお、長靴に履き替える際には、いずれもすのこを設置して交差汚染防止を図るとともに、更衣や長靴交換の後、手指消毒、全身噴霧消毒及び踏込消毒（逆性石鹼）を行っているとのこと。
- ④ 開放鶏舎の平側やモニターの開口部は、防鳥ネット（網目 25 mm 四方）に加え、不織布フィルターで覆われており、ロールカーテンが設置されていた。なお、モニターのカーテンは吸気のため 20 cm 程度開けられていたが、鶏舎側面のカーテンは閉め切っており、鶏舎外側の大型ファンにより排気されていた。
- ⑤ 開放鶏舎では、ケージの上部に 1m おきに噴霧ノズルが設置され、タイマーで間欠的に 24 時間消毒液（次亜塩素酸カルシウム等）を噴霧していた。
- ⑥ ウィンドウレス鶏舎横の飼料タンク上部には蓋が設置されており、鶏舎内のパイプラインを通じて自動給餌を行っていた。
- ⑦ 開放鶏舎とウィンドウレス鶏舎でそれぞれ専用の集卵室があるが、出荷時は同じ車両がまとめて輸送すること。なお、集卵バーコンベアーの鶏舎接続口及び集卵室接続口にはそれぞれ蓋が設置されており、集卵時は手動で蓋を開けるとのこと。
- ⑧ 開放鶏舎の鶏糞は、3～4 か月に 1 度、鶏舎専用の重機を使用し、堆肥舎に搬出すること。なお、直近の除糞作業は 10 月初めであったとのこと。
- ⑨ 飼養鶏への給与水は、次亜塩素酸で消毒した井戸水を利用していた。
- ⑩ 開放鶏舎のロットは、令和 4 年 11 月の高病原性鳥インフルエンザ発生後初のロットであり、令和 5 年 11 月に導入していたとのこと。
- ⑪ 飼養管理者によると、鶏舎周囲及び衛生管理区域入口に、2 週間に 1 回、消石灰散布を行っており、9 月からは週 2 回の頻度で消毒薬（逆性石鹼）を農場敷地内のアスファルトに散布しているとのこと。
- ⑫ 死亡鶏は毎日の健康観察時に回収後、各鶏舎専用のポリバケツに保管し、1 日の作業終了後に農場の軽トラックで当該農場分をまとめて、農場外の共同死鳥保管庫に搬出していったとのこと。軽トラックは、農場を出る際に車両消毒を行い、保管庫の出入りの際に動力噴霧器で消毒しているとのこと。ポリバケツは鶏舎ごとに専用であり、使用後は保管庫で洗浄・消毒して持ち帰るとのこと。なお、共同死鳥保管庫に向かう際は、当該施設用の作業着に着替えていたとのこと。

6 野鳥・野生動物対策

- ① 飼養管理者によると、農場敷地内においてネコを、鶏舎内でネズミを希に見かけることがあったとのこと。なお、ネズミ対策として、鶏舎内に粘着シートや殺鼠剤を設置しているとのこと。
- ② 当該農場にはため池が隣接しているが、秋以降、水が抜かれており、調査時、水鳥類は確認されなかった。一方、調査中に農場上空を頻繁にツル類が飛行していたが、飼養管理者によると、本年 11 月中旬に当該農場付近の水田から回収されたナベヅルの死体から、高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されていたとのこと。
- ③ 開放鶏舎では、ケージ上部の梁や鶏舎の床にネズミの糞や齧り跡といったラットサインが確認された。開放鶏舎 1 階部分やフィルター、鶏舎と集卵室を接続する通路のフェンスの一部に隙間や小動物の出入りの痕跡を認めた。

7 前回発生以降の改善状況

- ① 令和 4 年 11 月 18 日の発生を受け、令和 5 年 2 月、経営再開にあたり管轄の家畜保健

衛生所から以下の指導を実施。

- ・ 鶏舎及び堆肥舎における野生動物の侵入防止のため、隙間やネットの穴・たるみ等の改善
 - ・ 令和4年シーズンの発生鶏舎であるウインドウレス鶏舎において、長靴履替え時に動線が交差することを防止するため、前室のすのこの位置の改善
- ② 当該農場は、①の指摘を受け該当箇所を改善するとともに、以下についても実施。
- ・ 鶏舎への細霧装置の設置
 - ・ 鶏舎開口部に不織布フィルターの設置
 - ・ 農場周辺のため池の管理者に対し、秋季以降のため池の水抜きを依頼。
- ③ 令和5年10月、家畜保健衛生所が当該農場の立入りを行い、①の指摘事項の改善を確認した。
- ④ 令和6年10月に家畜保健衛生所が行った巡回において不備事項は確認されなかった。

8 改善状況に関する現地調査時の所見

- ① 6③のとおり、現地調査時に開放鶏舎1階部分やフィルター、鶏舎と集卵室を接続する通路のフェンスの一部に隙間や小動物の出入りの痕跡を確認した。

(以上)